

静岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

1. 事業の目的

この事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

2. 事業実施主体

市町（政令市を除く）※ (H25年4月より開始予定)

3. 助成対象

次の要件をすべて満たす18歳未満の児童

- ①静岡県内（静岡市及び浜松市を除く。）に住所を有するもの
- ②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの
- ③日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断されたもの

4. 助成対象からの除外

- ①世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合
- ②労働者災害補償保険法その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている場合

5. 助成額

補聴器の購入費用等（新規購入、更新(耐用年数5年経過以降)、修理）の

1/3を市町を通じ県が助成する（補助限度額有）

（負担割合：県1/3、市町1/3、利用者1/3）

助成申請の受付は、市町になりますので、まずはお住まいの市町障害福祉担当課に事前に電話等でお問い合わせください。

※政令市においても、同程度の内容の助成事業を実施予定